

受け入れに際しての協会の役割と手順

①必要な人材の募集活動

求人情報に基づき、当協会や協力団体が現地で説明会やネット通じた募集面接を実施、日本語能力のチェック、教育、ビザ申請等の募集活動を行います。



②慎重な人選と御社への案内

当法人で再度面接を行い、きめ細かくカウンセリングしたうえで、最も適任者を御社へご案内します。



③御社への案内と採用決定

貴社様と当法人担当営業が、事前にお打合せをしてご紹介する人材を決定させていただきます。



④日程調整と勤務先への案内

貴社のご了解を頂いた後、スケジュールを調整、スタッフをご案内します。



⑤勤務期間前後の継続的なサポート

就業後も、当法人担当が、御社様・スタッフをサポート致します。

受け入れに伴う条件など

①契約形態や人材の資質により異なりますが、通常の日本人の派遣社員やパート社員の受け入れの際の条件に準じます。

②雇用期間は3ヶ月から1年まで設定できるなど、日本人の有期雇用と変わりませんので、正社員採用のような負担はありません。

③勤務地域は原則、日本全国です。多少の僻地でもかまいませんが、都内以外の場合、寮や食事の負担をお願いする場合があります。

④必要な資格は、勤務前に取得することも可能ですが、勤務しながら資格取得できるよう、ご配慮をお願いします。

⑤事前に十分に教育をしますが、トラブル発生の際には、母国語のできるスタッフが24時間対応させていただきますので、安心です。

受け入れ施設には、どんな利点がある？

受入にご協力いただくホテルや介護施設などの事業者の皆さまにとっては、優秀な人材を安定的かつ好条件にて確保ができ、また施設運営の安定、更に顧客誘致等アジアマーケット進出等のビジネスチャンスにつながると思われますので、是非、グローバルな人材交流や若い活力の受入に、ご理解ご協力を宜しくお願いします。

(13) 2010.9.5 (毎月5・15・25日発行)

高齢者住宅新聞

韓国人ワーホリ生を積極雇用 デイ利用者の社会性高める

「実務経験がなかったら、最初は利用者にどうも多少の忌避感はあるかもしれないが、制度を利用していきなると、利用者の社会性を高めることができる。利用者の社会性を高める施設を目指したい」と、金さんをはじめ、外国人のスタッフを受け入れるための努力を続けている。金さんのほかに、韓国出身のワーホリ生が、施設運営をサポートしている。金さんのほかに、韓国出身のワーホリ生が、施設運営をサポートしている。金さんのほかに、韓国出身のワーホリ生が、施設運営をサポートしている。



＜施設概要＞	
名称	マ・メゾン中野区松涛
施設類型	デイサービス
事業主体	アルス
定員	25名
住所	中野区松涛2-4-9



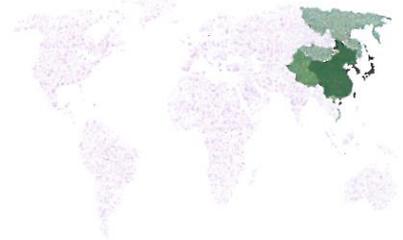
新聞取材(高齢者住宅新聞)

〒150-0046 東京都渋谷区松涛1丁目16番7号
Tel. 03-6228-0517 mobil 080-1093-0409
mail gwwho.japan@gmail.com http://www.gwwho.or.jp

一般社団法人 国際ワーキングホリデー協会

G-WHO

Global Working Holiday Organization



私達、国際ワーキングホリデー協会は、東アジアを中心とした介護医療教育の異文化交流を推進すると共に、特に日韓のワーキングホリデー制度を活用した人材交流に必要な活動をするために結成された日韓を通じて初の民間組織です。私達は、様々な分野で日韓をはじめとする国際交流がより活発に行われることが、国際社会の発展に必要な人材養成や双方が有する文化的資源を有効に活用することにつながると考えたうえ、必要な活動をしてまいりますので、多くの皆様のご理解ご指導をよろしくお願い申し上げます。



2010年9月 役員一同

一般社団法人 国際ワーキングホリデー協会



国際交流の象徴、「ワーキングホリデー制度」をご存知ですか？

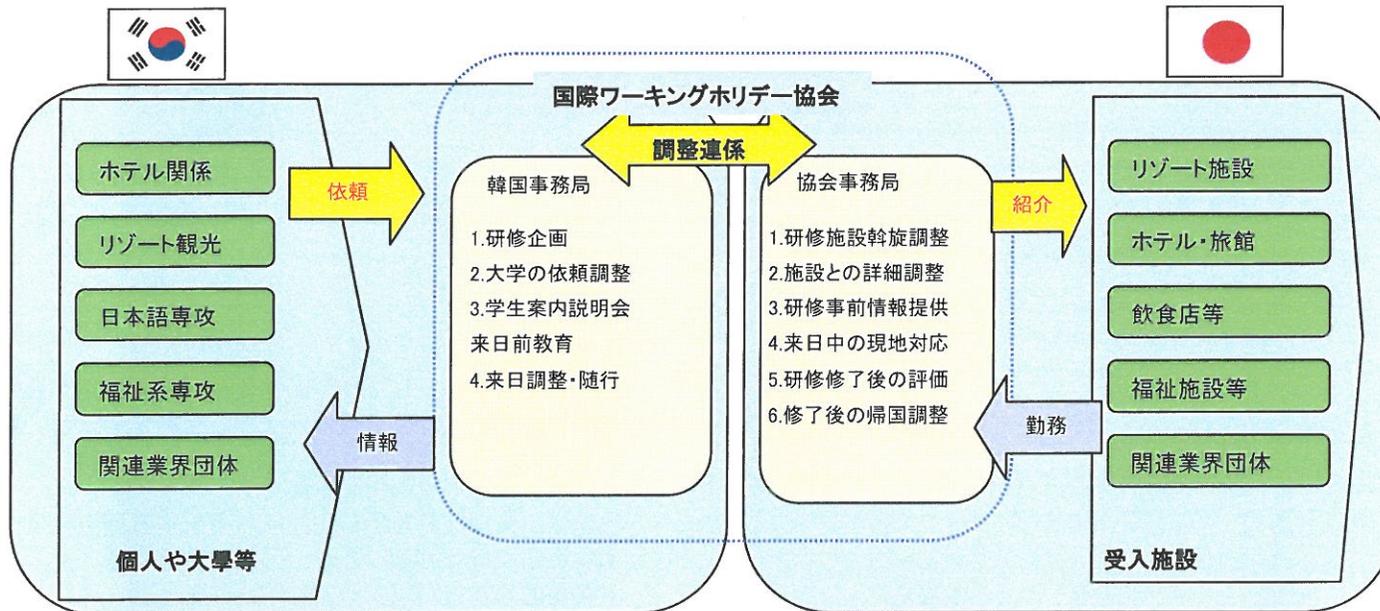
国際ワーキングホリデー協会は、ワーホリ制度を活用し、韓国の有能な若い人材の情報をご提供します。施設を運営される皆様においては、安定的かつ好条件の人材確保、韓国人顧客誘致につながると思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

韓国の事情

- ①雇用環境の悪化による海外就業意欲の高さ
 - ②政府や大学の就職支援対策、個人の就業活動の一環
- ワーキングホリデー制度の活用した来日意欲の高まり

日本の受け入れの結果として

- ①人材交流を通じた人材難解消と経営改善
- ②顧客誘致、アジア市場開拓、施設活性化につながる可能性



受け入れ施設向けの協会のサービス

- ①ワーキングホリデー制度に関する情報提供
- ②ワーキングホリデー人材の情報提供及び推薦等の募集業務の代行
- ③受入説明会、ビザ発給などのワーキングホリデー生の人材誘致に関する諸手続きの協力代行
- ④インターンシップ制度等のワーホリ生受け入れに関する情報提供、制度の企画設計
- ⑤ワーホリ生の受け入れ前の現地事前教育
- ⑥ワーホリ生の来日中の全般的な管理及び生活指導
- ⑦万一の際のトラブル解決等のサポート

ワーキングホリデー制度とは、協定締結国の青少年に対し、一生に一度12ヶ月間日本で休暇の機会と、その資金を補うための一時的な就労の機会を与える制度です。働きながら日本の文化を学ぶ趣旨から、就労条件は日本人の一般労働者と同じ扱いになりますので、特別な規制等はありません。観光就業ビザとも言います。

日本の協定相手国は11カ国ですが、中でも韓国とは1999年制度実施から順調に発展、2008年4月首脳会談では、両国間の一層の交流拡大のために、年間、7200名（2012年までに10000名）の受入が決まりました。まさに日韓友好の象徴です。

韓国のワーホリは、どんな人材です？

韓国からのワーキングホリデー人材は、殆どが4年制大学を卒業し、日本語能力検定1～3級も取得しているため、日常的な会話や業務が不自由なくこなせます。また日本政府の審査を勝ち抜いた優秀な人材から、さらに当協会の事前面接にて人物の資質等を中心に厳しく審査しご案内しますので、安心して即戦力として業務に投入できます。また言葉や生活水準、習慣等が日本と最も近いので、勤務先においても問題なく適応しています。さらに必要な応じて、勤務に従事する前に基礎知識を習得するための事前研修を実施することも可能です。